

令和8年度埼玉県障害者就労施設生産性向上支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、指定就労継続支援事業所（以下、「事業所」という。）による生産活動の充実を図り、障害者の賃金及び工賃向上につながることを目的に、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

- 第2条 この要綱において、「事業所」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「法」という。）第5条第15項に規定する就労継続支援を提供する事業所をいう。ただし、国、県及び市町村が設置する事業所は除くものとする。
- 2 「事業者」とは、前項に規定する事業所を運営する者で、埼玉県知事もしくは埼玉県内の指定権者が指定した事業者をいう。
- 3 「団体」とは、前項の事業者で主に構成される団体とする。ただし、第1項ただし書きで除かれた事業所の団体への参加を妨げないものとする。

(補助対象経費等)

- 第3条 補助金の交付対象は生産活動に要する以下の経費とする。なお、補助金の基準額、対象経費等は別表に定める。
- (1) 事業所における生産活動に使用する備品設備等の購入に要する経費（以下「備品設備」という。）
- (2) 複数の事業所における共同作業の拠点整備に要する経費（以下「拠点整備」という。）

(補助対象者)

- 第4条 補助金の交付対象者は、次のとおりとする。
- (1) 備品設備は令和6年4月1日時点で指定を受けた事業者又は団体を対象とする。ただし、政令市又は中核市が指定した事業者を除く。
- (2) 拠点整備は事業者又は団体を対象とし、かつ以下アとイいずれも満たす者とする。
- ア 複数の事業所が共同で生産活動を行う拠点を整備する事業者であること。
- ただし、同一の事業者が運営する複数の事業所が生産活動を行う拠点は認め

ないこととする。

イ 共同で生産活動を行う事業所の過半数が令和6年4月1日時点において埼玉県知事又は和光市長が指定したものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付の対象としない。

- (1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又は受入事業者の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に定める暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（交付額の算定方法）

第5条 補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（申請書の様式等）

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号のとおりとし、別に指定する期日までに必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 経費を算定するに当たっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴し、原則として最低価格を提示した業者を選定すること。

（交付決定通知書の様式等）

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

第8条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、あらかじめ様式第3号により知事に申請し、その承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめ様式第4号により知事に申請し、その承認を受けること。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、様式第7号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。なお、知事に報告があった結果、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を知事に納付しなければならない。

(交付の方法)

第9条 県は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 事業者が交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、規則、交付要綱若しくは知事の指示、命令に違反したとき
- (2) 事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (5) 事業者が第4条第2項各号のいずれかに該当する場合

(状況報告)

第11条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行の状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(事業の完了期限)

第12条 第3条第1号の事業においては、令和9年2月15日までに事業を完了するものとし、同条第2号の事業においては、令和9年3月15日までに事業を完了するものとする。

(実績報告書の様式等)

第13条 規則第13条の実績報告書の様式は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書は、事業完了の日から30日を経過した日又は前条に規定する日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

3 第1項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 補助対象事業に係る契約書等の写し
- (2) 補助対象事業に係る領収書又は支払が確認できる書類の写し
- (3) 導入した備品設備及び拠点整備の状況を示す写真

(補助金の額の確定)

第14条 規則第14条の交付確定通知書の様式は、様式第6号のとおりとする。

2 前項の通知に基づく補助金の交付額の確定は、前条の規定により提出された報告書の記載内容が適正であることを確認した後に行う。

(補助金の返還)

第15条 知事は、次の各号に該当する場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

- (1) 補助事業に関する不正を認めるとき
- (2) 拠点整備において、複数の事業所による共同の生産活動が確認できないとき

(財産の処分の制限)

第16条 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、補助対象事業により取得した生産設備のうち、1機器当たりの価格が30万円以上のものとする。

2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める期間とし、期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

なお、知事の承認を受けて財産を処分することにより、収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(書類の整備等)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表

交付の対象	基準額	対象経費	補助率
備品設備	1事業者当たり（団体含む。） 10,000千円	生産活動に資する備品設備及び拠点整備にかかる機械器具等の購入費及び工事費又は工事請負費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	10/10
拠点整備	1拠点当たり（団体含む。） 30,000千円		